

個別対話における質問への回答

No	資料名	該当箇所			質問	回答
		項目番号	項目名	頁		
1	募集要項	3(2)	事業方式	3	運営予定者はSPCに出資しない趣旨と考え方をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。
2	募集要項	5(3)②	休館日	16	スポーツセンターの休館日(水曜日・第3木曜日)において、会議室と点字図書館の部分は開館することになっています。午後5時から午後9時までは会議室だけの開館となっています。この場合も、受付や会議室提供等の業務は運営予定者の通常業務として想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	5(6)①(イ)	付帯事業(必須)	18	本事業は身体障害者福祉センターの位置づけをもつて整備されるとお聞きしているところです。必須の付帯事業である「障がい者スポーツ体験プログラムその他運営業務の目的に資するプログラム」等についても基本的に社会福祉事業として実施するものとして理解すべきでしょうか。	提案される事業内容によります。 その内容が社会福祉法第2条に照らし、社会福祉事業に該当する場合には、ご質問のとおり「社会福祉事業として実施するもの」となります。 なお、ご質問に記載のとおり、本施設は、身体障害者福祉センターとして設置するものであり、身体障害者福祉センターを経営する事業は、社会福祉事業に該当するとされています(同法第2条第5号)。 身体障害者福祉センターは、「身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ること」を設置目的とされているところ(厚生省社会局長通知「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」)、本募集で提案を求める「障がい者スポーツ体験プログラムその他運営業務の目的に資するプログラム」等は、当該設置目的と親和性が高く、社会福祉事業(身体障害者福祉センターの経営)に該当するものが多いことを想定しています。
4	募集要項	別紙1	物価変動に対するリスク分担	3	物価指標について、『毎月勤労統計調査』賃金指数 調査産業計 きまって支給する給与事業所規模5人以上(厚生労働省)」の年平均値を指標とする考え方をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。

No	資料名	該当箇所			質問	回答
		項目番号	項目名	頁		
5	募集要項	別紙1	物価変動に対するリスク分担	3	運営業務に係るサービス購入料の改定について、物価指標が「±1.5%」を超えて変動する場合に行う考え方をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。
6	運営業務要求水準書	1(14)	事故等への対応	5	緊急時発生対応計画は法令に基づくものですか。	法令に基づくものではありません。
7	運営業務要求水準書	1(14)	事故等への対応	5	緊急時発生対応計画は事故等に対応するものであって、災害は含まれないのでしょうか。	事故等の定義に災害が含まれています。
8	運営業務要求水準書	2(1)エ	業務の期間	7	予約システムの開発等、施設を使用しない開館準備は令和14年10月1日以前に着手してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	運営業務要求水準書	3(1)イ	業務の区分	11	会議室の提供(貸室)業務及びボウリング室機械設備の日常的な運転・監視、不具合の調整等の業務にかかる区分をご教示ください。	会議室の提供及びボウリング室機械設備の日常的な運転・監視、不具合の調整等は、施設管理業務として行ってください。なお、ボウリング室機械設備の不具合について、軽微でないものは維持管理業務を実施する者と連携して対応してください。
10	運営業務要求水準書	3(1)イ	業務の区分	11	デジタル技術の導入による予約システム等の構築は、「開館後に向けた準備業務」と解しますが、その管理・更新業務にかかる区分をご教示ください。	開館後の予約システム等の管理・更新は、要求水準で明確に記載がありませんが、施設管理業務として追加します。
11	運営業務要求水準書	3(2)エ	デジタル技術の導入	21	推奨例示の「AIによる見守監視機能を搭載したカメラ」は、プールでの導入事例が少数ありますが、スポーツ施設において実効性のある活用事例等があればご教示ください。	応募者の創意工夫による提案を求めるものであり、具体的な事例等はお示しできません。
12	運営業務要求水準書	資料2(4)	その他の付帯事業	2	その他の付帯事業について、具体的なイメージをご教示ください。	応募者の創意工夫による提案を求めるものであり、追加でお示しできる内容はありません。

No	資料名	該当箇所			質問	回答
		項目番号	項目名	頁		
13	選定基準	別紙1 3(4)	その他	7	様式8-9「その他」の提案内容については、「資料2付帯事業に係る要求水準」の(4)その他の付帯事業に関する優れた提案があるかどうかが、「評価する視点」の基本になるということによろしいでしょうか。	「資料2 付帯事業に係る要求水準」の(4)その他付帯事業に関する優れた提案がある場合のほか、選定基準別紙1の1. (1)～3. (3)の項目に当てはまらない特筆すべき提案がある場合等に評価することが想定されますが、具体的な提案内容がどのように評価されるかは、選定会議に委ねられています。
14	選定基準	別紙1			「資料2 付帯事業に係る要求水準」の(2)障がい者スポーツ体験プログラム等の提供業務に関する提案は、いずれの審査項目で評価されるのでしょうか。	選定基準別紙1「(2)障がい者スポーツの推進等」の審査項目において、「障がいのある人とない人の交流を目的とした取組・イベント等に関する具体的かつ効果的な提案があるか」という視点で評価します。ただし、具体的な提案内容がどのように評価されるかは、選定会議に委ねられています。